

第9章 計画の実現に向けて

9.1 計画の推進体制の検討

本計画において検討した施策の実施・検討を進めていくため、関係部局が情報を共有し、施策立案の段階から意見交換を行う等、横断的に施策を推進できる体制の確立を進めるとともに、住まい・まちづくりの主役である市民や民間事業者、NPO等の各主体が協働して取り組みを進めることのできる体制づくりを進めます。

(1) 市民・民間事業者・行政の役割分担

本計画の実施にあたっては、市民・民間事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協力して、市民の豊かな住生活を実現することが重要です。

■市民の役割

碧南市住生活基本計画は、碧南市の住宅の目標像と住宅施策の基本方針を示したものであることから、その理念、目標を実現するためには、市民が良質な社会的資産としての住まいづくりに理解を示し、主体的に住宅建設やリフォーム、地域との交流を行うことを通じて、自らが碧南市の住宅、住環境、地域社会づくりの主役となることが求められます。

■地域団体・NPO等の役割

自治会・町内会等の地域団体は、行政とのパートナーシップをさらに高めることにより、市民の住まいと地域のまちづくりに寄与していくことが期待されています。

また、NPOや建設関係団体、福祉関係団体は、市民や民間事業者に対して住宅の維持・管理に関する情報提供の支援等を行うとともに、市民と行政との橋渡し役としての役割等が期待されます。

■民間事業者の役割

住宅づくりは、住宅設計技術者、建築業者や不動産会社等住宅に関連する事業者、在宅福祉等住まい関連の居住サービスを提供する事業者等の活動や技術開発、情報提供も不可欠です。

民間事業者は、良質な住宅ストックの形成や、市民の住宅ニーズに応じた適切なサービスの提供・情報発信等について、積極的な取り組みを行い、本計画の効果的な推進を図っていきます。

地元事業者に対しては、雇用の創出による移住・定住の促進、工場建設などの際には、周辺の住環境や景観への配慮や地域貢献など地域との共生を推進します。

■行政の役割

市は、国や愛知県、関係機関の住まい情報の提供と市営住宅の供給を行うことを通じて、市民の住まいに関する多様なニーズに応えるとともに、よりよい住まいづくりに向け市民と協働し、より良い住まいづくりを推進します。

民間事業者に対しては、行政が持つ住宅に関する情報を適切に提供することによ

り、市民のニーズに合った住宅供給を促進するとともに、規制・誘導による良好な住宅地の整備を促進します。

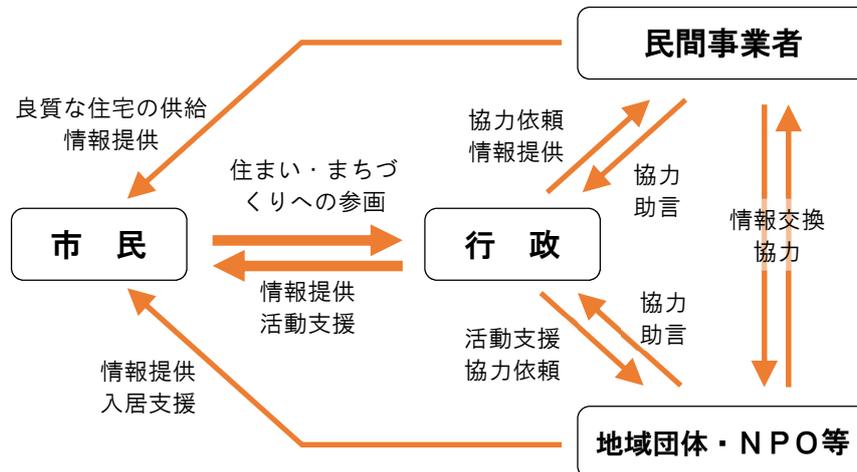
また、庁内の関係各課と一層の連携を図るとともに、国、愛知県、関係機関等に対しては、住宅を取り巻く法制度、事業手法の拡充や関連情報の提供を働きかけます。

(2) 連携の考え方

住宅施策は市民の生活と密接にかかわっていることから、市民の要望を的確に捉えた施策実施が必要です。また、住宅施策の実施には、市民の幅広い理解と協力が欠かせないことから、市民との協働による住生活の向上を実現します。

住民参加型の住まい・まちづくりの推進にあたり、市民及び市民団体等が必要とする情報が容易に得られるようにするとともに、「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」の基本原則に基づき、市民が主体的に住まい・まちづくりに参画できる体制づくりに努めます。

- 市民が住まい・まちづくりの主体として自覚を強め、行政とのパートナーシップによって、豊かな住まい方を進めます。
- 住まい・まちづくりに関連する事業者等に対しても、住宅施策に対する主体的な参画を働きかけ、行政と民間事業者等が情報交換を行う場の設置を検討します。
- 行政とNPO等との間では、住宅確保要配慮者への支援内容や住まい・まちづくりに関して定期的に情報交換を行い、活動支援に努めます。



9.2 成果指標値の設定

住まい・まちづくりの施策を達成するため、施策の基本方向ごとに具体的な成果指標値を以下の通り設定します。なお、成果指標の設定に当たっては、住生活の将来像を定量的かつ客観的に捉え、成果を具体的に検証できることから、統計調査等により得られるデータの活用を基本とします。

表9-2 成果指標

項目	現状値	目標値
基本目標1 暮らしたい、住み続けたいと感じられる住まい・まちづくり ～定住～		
(1) 住みたくなる住環境づくりの推進		
住みやすさを実感している市民の割合 ◇「住みやすい」「どちらかという住みやすい」と回答した割合 平成29年度：82.9%→平成30年度：84.9% ◆市政アンケート	83%	90% [令和12年度]
考え方：市民の声による住みやすさの指標として設定		
(2) 若年世帯・子育て世帯が魅力を感じる住まい・まちづくり		
子育て世帯の誘導居住面積水準以上の割合 ◇子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯） ◇誘導居住面積水準：世帯人数、ライフスタイルに応じて豊かな生活をおくるために必要と考えられる住宅面積水準 （例：単身55㎡、2人75㎡、4人125㎡） 【碧南市】46.3%（H25） 【全 国】42%（H25）→42%（H30）→50%（R7） 【愛知県】47.6%（H25）→50.2%（H30）→55%（R7） ◆住宅・土地統計調査	51.2% [平成30年]	55.0% [令和7年]
考え方：国・県との比較。市全世帯では約64%以上達成に対して、子育て世帯は達成率が低いため、ゆとりある住まいの指標として設定		
幼稚園、保育園、児童クラブなど待機児童数	0人	0人 [令和12年度]
考え方：子育て支援施設の不足していないかの指標として設定		
子育て支援の施策についての満足度 ◇「満足」「ほぼ満足」と回答した割合 平成29年度：21.2%→平成30年度：20.5% ◆市政アンケート	24.4%	30.0% [令和12年度]
考え方：市民の声による子育てしやすさの指標として設定		
(3) まちなか居住の推進		
駅前広場整備箇所数	2箇所	4箇所 [令和12年度]
考え方：核となる駅の整備状況により進捗を評価		

項目	現状値	目標値
基本目標1 暮らしたい、住み続けたいと感じられる住まい・まちづくり ～定住～		
(4) 住まいに関する総合的な情報提供と相談体制の充実		
福祉部局と建築部局と連携した住まいに関する組織の設置・情報提供・相談体制を構築	設置なし	設置 [令和7年度]
考え方：福祉部局と建築部局の連携した情報提供、多様な住まい方の相談に対応を評価		
情報提供（広報・ホームページなど）の満足度 ◇「満足」「ほぼ満足」と回答した割合 平成29年度：16.2%→平成30年度：16.8% ◆市政アンケート	24.0%	30.0% [令和7年度]
考え方：市民の声によるわかりやすい情報提供の指標として設定		
基本目標2 誰もが快適に生活できる、支えあう住まい・まちづくり ～支援～		
(1) 高齢者・障害者に配慮した住環境づくり		
介護保険制度を活用した住宅のバリアフリー化の件数	累計3,029件	累計5,000件 [令和12年度]
考え方：高齢者が安全に安心して住み続けられる住宅の指標として設定		
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 ◇一定のバリアフリー化率：2箇所以上の手すり設置又は屋内段差解消 平成25年：42% 【全国】41% (H25)→42% (H30) 目標75% (R7) 【愛知県】43% (H25)→43% (H30) 目標75% (R7) ◆住宅・土地統計調査	46% [平成30年]	75% [令和7年]
考え方：高齢者が安全に安心して住み続けられる住宅、介護負担の軽減等に資する指標		
グループホーム施設数（障害者が、夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等も行う施設数）	4施設	5施設 [令和12年度]
考え方：障害者が安全に安心して住み続けられる指標として設定		
(2) 外国人が住みやすい住環境づくり		
(3) 低額所得者の居住の安定の確保		
市内におけるセーフティネット住宅の登録戸数	975戸	1,000戸 [令和12年度]
考え方：低額所得者が安全に安心して住み続けられる指標として設定		
最低居住面積水準未達の割合 ◇最低居住面積水準：世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅面積水準 (例：単身25㎡、2人30㎡、4人50㎡) 【碧南市】5.5% (H25) 【全国】4.2% (H25)→4.0% (H30) →早期解消 【愛知県】7.6% (H25)→6.8% (H30) ◆住宅・土地統計調査	5.7% [平成30年]	4.0% [令和10年]
考え方：全世帯において達成すべき住宅の広さに関する「最低水準」として設定		

項目	現状値	目標値
基本目標3 防災性の高い、安心・安全な住まい・まちづくり ～防災～		
(1) 耐震性能の向上		
民間住宅耐震化率（全住宅数に対する耐震性を満たしている住宅の割合）	88.0%	95.0% [令和7年度]
考え方：民間住宅の耐震性能の向上の指標として設定		
(2) 狭あい道路の解消		
道路後退用地取得延長（住宅整備時における道路拡幅のための後退用地の取得延長）	8,596m	15,000m [令和12年度]
考え方：後退用地の取得により狭あい道路の解消の指標として設定		
(3) 防災に配慮した住まい・まちづくり		
専門家耐震診断対象者への個別訪問	15%	100% [令和7年度]
考え方：地域と連携した耐震対策の指標として設定		
防災対策への満足度 ◇「満足」「ほぼ満足」と回答した割合 平成29年度：13.7%→平成30年度：12.6% ◆市政アンケート	16.6%	20% [令和12年度]
考え方：市民の声による防災対策の指標として設定		
(4) 空き家の適正管理、除却		
空き家率（空き家の割合） 【碧南市】11.5%（H25） 【全 国】13.5%（H25）→13.6%（H30） 【愛知県】12.3%（H25）→11.2%（H30） ◆住宅・土地統計調査	10.7% [平成30年]	10.0%以内 [令和10年]
全住宅数に対する「その他空き家」の率 ◇その他空き家：賃貸・売却用等以外の空き家 【碧南市】3.4%（H25） 【全 国】5.3%（H25）→5.6%（H30） 【愛知県】4.1%（H25）→4.1%（H30） ◆住宅・土地統計調査	4.6% [平成30年]	4.6%以内 [令和10年]
考え方：空き家の割合による指標として設定		

項目	現状値	目標値
基本目標4 既存の住宅ストックを活用した、質の高い住まい・まちづくり ～ストック～		
(1) 住宅の適切な維持管理と長寿命化の推進		
「碧南市市営住宅ストック総合活用(兼市営住宅長寿命化)計画」の計画修繕・改善事業の実施率	—	100.0% [令和12年度]
考え方：市営住宅の維持管理、長寿命化の指標として設定		
(2) 住宅の品質の確保		
長期優良住宅の比率(年間新築住宅数に対する長期優良住宅の認定を受けた住宅数の割合) 平成20年度：23.0%	43.2%	50.0% [令和12年度]
考え方：良質なストック普及の指標として設定		
(3) 空き家の改修・利活用の推進		
市空き家データベースの空き家・低未利用地の利活用件数 ◇空き家データベース：空家特措法第11条に基づく空き家データベース	—	50件 [令和12年度]
考え方：空き家データベースの空き家が利用中となった件数を指標として設定		
(4) 「新しい生活様式」に対応した住まい・まちづくり		
基本目標5 地域特性を活かし、環境に配慮した住まい・まちづくり ～へきなん～		
(1) 地域特性を活かした 住まい・まちづくりの推進		
瓦利用補助の比率(年間新築住宅数に対する新築住宅建設等促進補助金の瓦利用加算補助を受けた住宅数の割合)	8.7%	25.0% [令和12年度]
考え方：地場産業の普及に関する指標として設定		
(2) 環境等に配慮した住まい・まちづくり		
既設太陽光パネル設置世帯に対する蓄電池設置世帯割合	11.1%	15% [令和12年度]
考え方：太陽光に対する蓄電池普及率により環境への配慮の指標として設定		
(3) 景観に配慮した調和のとれた 住まい・まちづくり		
景観・景色への関心度(市政アンケートの残すべき景観・景色の割合の項目別最大値) ◆市政アンケート	70.9%	75.9% [令和12年度]
考え方：市民の声による景観へ関心度で景観への配慮の指標として設定		

9.3 進行管理方法の検討

本計画において位置づけた各施策については、関係各課との連携、市民、事業者との協働のもと、効率的に推進を図っていきますが、上位関連計画の見直しや社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね10年ごとに計画の見直しを行います。

中間年次にあたっては、基本目標の実現に向けて目標ごとに設定した成果指標の推移と達成状況を把握し、具体的施策の進捗や検討事項の実施状況を確認するとともに、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、必要に応じて既存施策の見直しや新たな施策の立案を行います。

具体的には、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その結果・成果を評価し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、住生活基本計画の実現・推進のための進行管理をします。

